

2015年度 JASRAC事業の概要

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. 音楽著作権管理事業 | P 2～4 |
| 2. 国際分野における取組 | P 5 |
| 3. 著作権の保護や制度の整備に関する取組 | P 6 |
| 4. 広報事業 | P 7 |
| 5. 東日本大震災復興支援プロジェクト | P 8 |
| 6. 顕彰事業 | P 9 |
| 7. その他 | P 10 |



1. 音楽著作権管理事業

いではく氏が会長に就任

2016年3月、都倉俊一前会長の任期満了に伴う会長選挙が行われ、作詞家のいではく氏が4月1日付で新会長に就任しました。

任期は、2018年3月31日までの2年間です。



◆プロフィール

1941年長野県生まれ。早稲田大学卒業後、作曲家・遠藤実氏に師事し作詞の道に入る。多くのヒット曲を世に出し、これまでに日本レコード大賞ロングセラー賞、同作詩賞を受賞したほか、文化庁長官表彰(2006年)、外務大臣表彰(2015年)を受ける。

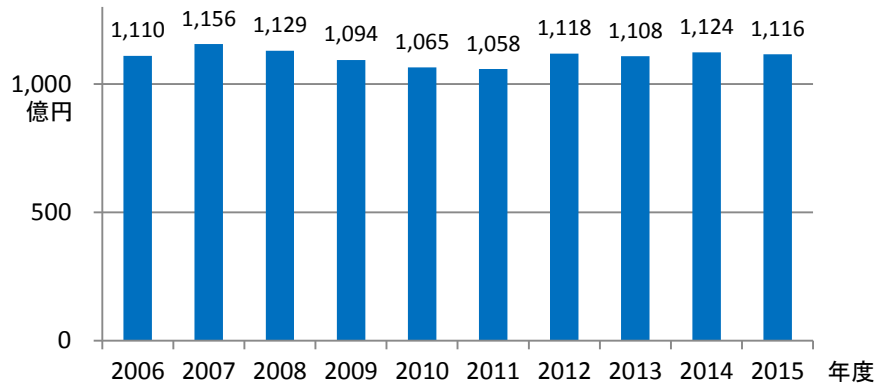
主な作品に、「すきま風」(杉良太郎)、「北国の春」(千昌夫)、「昭和流れうた」(森進一)、「人道」(北島三郎)、「一期一会」(田川寿美)など。

(1) 2015年度の使用料等徴収額

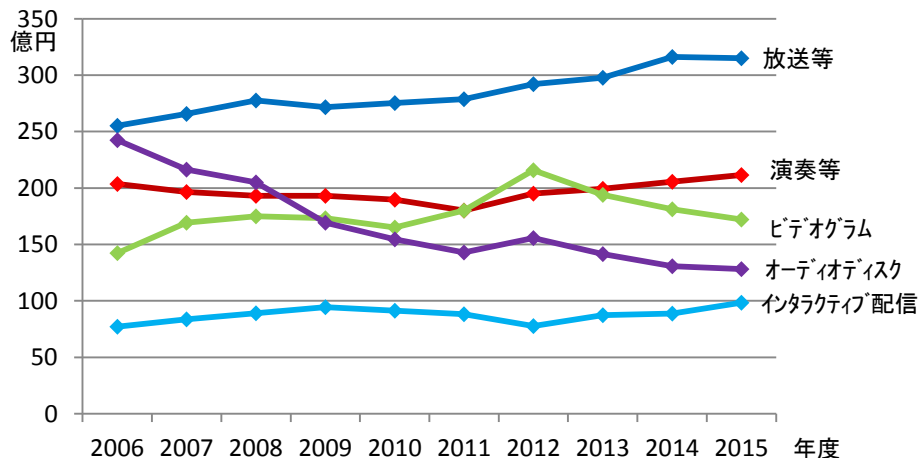
種目	徴収額(円)	前年度比(%)
演奏等	21,161,112,337	103.0
放送等	31,512,963,671	99.7
有線放送等	4,486,953,970	77.9
映画上映	206,758,025	122.3
BGM	503,326,491	101.4
外国入金演奏	505,835,659	106.8
演奏・合計	58,376,950,153	98.8
オーディオディスク	12,815,605,562	97.9
ビデオグラム	17,224,721,441	95.0
外国入金録音	124,616,013	65.4
録音・その他	2,010,370,721	112.9
録音・合計	32,175,313,737	97.0
出版	983,256,926	85.6
貸与	3,248,766,771	94.7
通信カラオケ	7,001,310,434	103.0
インタラクティブ配信	9,844,330,302	111.1
複合・合計	16,845,640,736	107.6
使用料収入合計	111,629,928,323	99.2
私的録音補償金	38,287,690	-
私的録画補償金	1,825,458	1768.1
補償金・合計	40,113,148	-
総合計	111,670,041,471	99.3

2015年度の使用料等徴収額は1,116億7千万円（前年度比99.3%、8億2千万円の減）、委託者への分配額は1,115億9千万円（前年度比100.2%、1億7千万円の増）となりました。

● 徴収額全体の推移



● 主な種目の徴収額の推移



演奏等

「演奏等」は、コンサート市場が好調を維持したこと、また、社交ダンス教授所以外のダンス教室の管理を4月に開始し、その契約締結が順調に進んだことなどから、前年度実績を上回りました。

オーディオディスク・ビデオグラム

「オーディオディスク」は、長らくCDの生産実績の減少が続いていますが、2015年は前年並みを維持したことから微減に留まりました。

「ビデオグラム」は、DVD等の映像ソフトが前年並みで推移したものの、パチンコ機器での利用が減少したこと、パッケージ型ゲームからスマートフォン向けの配信型ゲームへの移行がさらに進んだことなどから、前年度実績を下回りました。

インタラクティブ配信

サブスクリプションサービス※や動画投稿（共有）サイト、スマートフォン向けゲーム配信が好調に推移したことから、前年度実績に比べ大きく伸びました。

※ 会員登録（月額や年額などの定額料金を支払うものと無料のものがある。）をすることで、契約期間中に限り楽曲、動画等を視聴できるサービス。

(2) サブスクリプションサービスに対応した規定変更

サブスクリプションサービスについては、利用者団体とその取扱について合意したことから、12月に文化庁長官に使用料規程の一部変更の届出を行い、今年2月から実施しています。

今回の規定変更は、ダウンロード形式が主体であった同サービスが、通信環境の発達に伴い、ストリーミングによる配信形式でも提供されるようになってきたことから、適用する区分を独立して設けたものです。

JASRACは、今後も、新たなビジネスモデルの市場形成の促進と、利用の変化に対応した著作権管理のため、引き続き使用料規程の整備に取り組んでいきます。

(3) 「BGM手続き推進月間」の実施

6月と7月を「BGM手続き推進月間」と定め、お店などの施設がBGMを適法に利用するための取組を行いました。

6月9日には、繰り返しの催告にもかかわらず、BGMを利用していながら音楽著作権の手続きに応じない171事業者、258施設に対し、民事調停を全国の簡易裁判所に申し立てました。全国各地に所在するJASRACの15支部が、一斉に法的措置を行ったのは初めてのことです。

(4) 放送での音楽利用割合算出方法について合意

放送事業者（NHK、日本民間放送連盟）と著作権管理事業者（JASRAC、(株)ジャパン・ライツ・クリアランス※、(株)イーライセンス※）による「放送分野における音楽の利用割合の算出方法に関する検討会」（5者協議）において、著作権管理事業者が管理する作品の利用割合の算出方法が合意に至り、2015年度の使用料から適用を開始しました。

JASRACは、これまでも放送等使用料を取り決める際に、JASRAC管理外楽曲の利用を考慮してきましたが、放送事業者の利用曲目報告の全曲・電子化を進めてきた結果、より放送利用の実態を反映することができるようになりました。

※ 現 (株) NexTone

管理手数料実施料率の引下げ

2016年度に適用する「演奏等」と「映画上映」の管理手数料実施料率を、26%から25%へ引き下げました。

これは、同種目において、既存分野の管理拡充や新規分野の管理開始により徴収・分配の実績が伸びていることに加え、業務効率向上への継続的な取組により経費が安定して推移していることを踏まえたものです。

2. 国際分野における取組

(1) アジア地域の著作権管理水準の向上

JASRACは、アジア地域の著作権管理水準向上のための支援を積極的に行っています。

韓国、タイ、中国、ベトナムなど、12か国の政府関係者や管理団体職員等55人を受け入れ、JASRACの管理業務の説明や、意見交換などを行いました。

また、モンゴル・ウランバートル市で開催された「放送に関する著作権問題セミナー」や、ベトナム・ホーチミン市で開催された「著作権と著作隣接権の集中管理に関するセミナー」などに講師を派遣しました。

このほか、ミャンマーなど管理団体の存在しない国における団体設立に向けた支援も行っています。

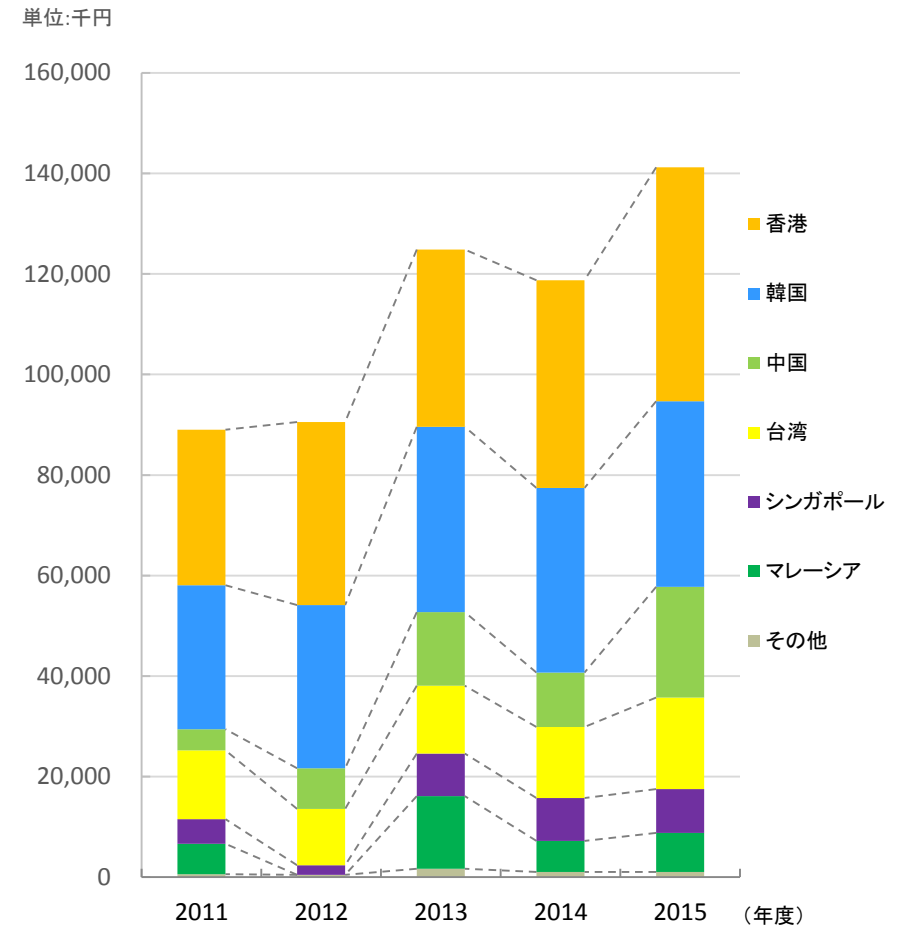
● 2015年度にアジアから来会した国(五十音順)

インドネシア	韓国	シンガポール
スリランカ*	タイ	中国
バングラディシュ*	フィリピン	ベトナム
マレーシア	ミャンマー*	モンゴル
ラオス*		

※ 著作権管理団体の存在しない国

アジア地域からの入金の推移

2015年度、アジア地域からの入金額が過去最高を記録し、1億4千万円を超えました。



3. 著作権の保護や制度の整備に関する取組

(1) 著作権保護期間の適正化に向けた取組

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉が10月に大筋合意に至り、今年2月に同協定が署名されたことに伴い、日本での著作権保護期間が、著作者の死後50年から死後70年に延長される見通しとなりました。

これを受け、戦時加算義務※の対象国でTPPに参加するアメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアは、その見直しに向けて動き出しています。

デジタル・ネットワーク化の進展により、著作物が国境を越えて利用される中、JASRACは、国際調和を図る観点から、著作権の保護期間を国際標準の70年に合わせるよう訴えてきました。また、国際会議における各国の著作権管理団体への協力要請などを通して、戦時加算義務の撤廃に努めてきました。

JASRACは、引き続き著作権保護期間の適正化に向けた活動に積極的に取り組んでいきます。

※ サンフランシスコ平和条約にもとづき、第二次世界大戦の連合国民の一部の著作物の著作権について、通常の保護期間に戦時相当期間を加算して保護するもので、日本だけがこの義務を課せられています。

参照URL : http://www.jasrac.or.jp/senji_kasan/

(2) 私的複製に関する新たな制度の創設

現行の私的録音・録画補償金制度は、制度と実態が乖離してしまい、実質的に機能していません。

JASRACでは、私的複製に係る適正な対価の還元に向けて、ホームページ内に特設ページを設け、私的録音補償金制度に代わる新たな補償制度創設に向けた提言※を広く一般に周知し、理解を求めています。

※ 提言の内容は次の2点。

- (1) 補償の対象を私的複製に供される複製機能とする
- (2) 支払義務者を複製機能の提供事業者とする

参照URL : <http://www.jasrac.or.jp/newinstitution/>

(3) 権利者不明作品問題の解決に向けて

JASRACを含む権利者8団体は、9月に「権利者による権利者不明作品問題を考える勉強会」を設立し、権利者不明作品（オーファンワークス）の円滑な権利処理に向けた検討を重ねています。今年3月に同勉強会は「オーファンワークス問題解消への道のりとは？」と題したシンポジウムを開催し、権利者不明作品の利用円滑化に向けた対応策を中間まとめとして発表しました。今後も、他の権利者団体と連携し、問題の解決に向けて情報を発信していきます。

4. 広報事業

JASRACでは、著作権啓発や音楽文化振興のための様々な広報事業を行っています。そのなかから、会員・信託者とともに実施した企画の一部を紹介します。

(1) 「THE JASRAC SHOW!」の配信

毎月、ニコニコ生放送で、JASRACの情報を発信する番組「THE JASRAC SHOW!」を配信しました。JASRAC会員等をゲストに迎え、創作にまつわるエピソードなどを紹介しています。



第30回記念の特別番組は、船村徹名誉会長を迎え、「日本のこころのうたミュージアム 船村徹記念館」（栃木県日光市）から配信しました。

●番組に迎えたゲスト(2015年4月～2016年3月)

2015年4月	船村 徹 さん	2015年10月	吉俣 良 さん
2015年5月	森 由里子 さん	2015年11月	池 頼広 さん
2015年6月	富田 勲 さん	2015年12月	湯川 れい子 さん
2015年7月	伊藤 心太郎 さん	2016年1月	山下 康介 さん
2015年8月	渡辺 宙明 さん	2016年2月	菅野 祐悟 さん
2015年9月	武部 聡志 さん	2016年3月	亀井 登志夫 さん 亀井 知永子 さん

参照URL : <http://ch.nicovideo.jp/jasrac/>

(2) 出張授業

小学生に著作権をより身近なものとして捉えてもらうことを目的に、都内の小学校で、JASRAC会員の森浩美さん（作詞家）による歌詞や文章づくりに関する出張授業を行いました。

当日の様子は、毎日新聞社発行の「こども新聞なつ号」（約135万部発行）と「毎日小学生新聞（7月29日付）」（9万9千部発行）に記事広告として出稿するとともに、JASRACのホームページ内コンテンツ「音楽で自由研究」にて配信しています。

参照URL : <http://www.jasrac.or.jp/jasracpark/research/lesson/>

(3) ホームページコンテンツ

会員・信託者が創作にまつわるエピソードや著作権に対する考えなどについて語るインタビューコンテンツ「作家で聴く音楽」と「音人工房」を更新しました。

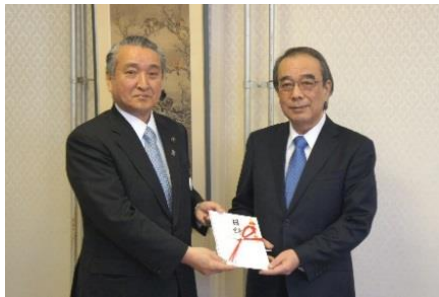
	<作家で聴く音楽>	<音人工房>
上半期	渡辺 宙明 さん（作曲家）	富貴 晴美 さん（作曲家）
下半期	湯山 昭 さん（作曲家）	磯貝 サイモン さん （シンガーソングライター）

5. 東日本大震災復興支援プロジェクト

(1) 「こころ音基金」による支援先を公表

震災から5年という節目を迎えた2015年、JASRACは、「こころ音基金」から、岩手県釜石市の市民ホールの建設費用の一部として、1,000万円を寄付いたしました。

JASRACは、被災地の復興に役立てていただけるよう、今後も音楽作品による支援を継続してまいります。



野田武則釜石市長に菅原理事長から寄付目録を贈呈

(2) CD「こころ音うたアクト 参加作品集Vol.3」を制作

被災者の心の支援のために会員・信託者が創作した作品を募集する「こころ音うたアクト」にあらたに応募された31作品をCDにし、放送局や配信事業者などに贈りました。

応募された作品は、JASRACホームページやニコニコ動画内の「JASRACちゃんねる」で公開しています。

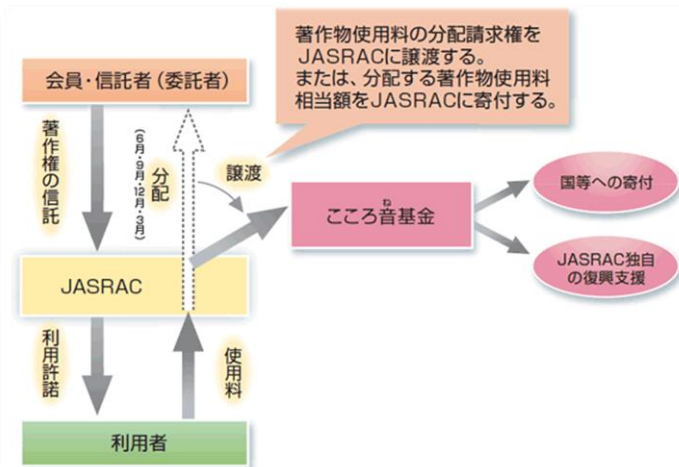
「こころ音プロジェクト」とは



JASRACでは、2011年より会員・信託者（作詞者、作曲者、音楽出版者等）が指定した作品の使用料を「こころ音基金」として東日本大震災からの復興と被災地の音楽文化の振興に役立てる取組「こころ音プロジェクト」を実施しています。

今年3月末日までの参加状況等は次のとおりです。

参加作品数	405作品
参加した会員・信託者	202者
基金の拠出金額（総額）	38,432,248円



6. 顕彰事業

(1) 2015年JASRAC賞

5月20日、2015年JASRAC賞を発表しました。

JASRAC賞の詳細や、今年の受賞作品は、資料「2016年JASRAC賞」をご覧ください。

参照URL : <http://www.jasrac.or.jp/profile/prize/2015.html>

(2) 第2回JASRAC音楽文化賞

11月18日、「JASRAC音楽文化賞」の贈呈式をけやきホールで開催しました。

この顕彰制度は、売上や人気などの数字や業績には表れない地道な活動に対し、分野を問わず光を当て、音楽文化の発展に寄与した功績を称えるために、創立75周年(2014年)を機に創設したものです。

第2回は、右の方々が受賞されました。



<第2回JASRAC音楽文化賞 受賞者及び顕彰理由>

◆ 長田 暁二 さん

日本の大衆音楽史を、独自の視点で、30年以上にわたり系統的に研究を続け、数々の記録的価値の高い著書を世に送り出し、日本の歌の歴史を後世に繋いだ。

◆ 木曾音楽祭実行委員会

生の音楽を体験する機会の少ない山間の地で、町、住民が一体となって40年以上にわたり地道に手作りの音楽祭を継続し、音楽が地域に深く根付くひとつのモデルケースを示した。

◆ 長崎県オペラ協会・OMURA室内合奏団 (創作オペラ「いのち」)

様々な困難を乗り越え続けてきた両団体の活動が、長崎の被爆をテーマとする創作オペラ「いのち」の東京初演に結実。地方で文化を育てる意義を全国に発信した。

参照URL : http://www.jasrac.or.jp/profile/culture_award/

7. その他

(1) 公正取引委員会の審判手続について

東京高等裁判所（飯村敏明裁判長）の審決取消判決（2013年11月1日）を不服として公正取引委員会及びJASRACが上告していた事件で、最高裁判所第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は、4月28日、上告を棄却する判決を言い渡しました。

これにより、JASRACに対する排除措置命令（2009年2月27日）を取り消す公正取引委員会の審決（2012年6月12日）の取消が確定し、同委員会は、改めて審決を行うに当たり必要な審理をするため、審判手続の再開を決定しました（2015年6月12日）。その後、8月3日から3月9日までの間に5回の期日が指定され、審理が行われました。